

東京地方税理士会 大 和 支 部 規 約

制定 平成 4 年 7 月 21 日

改正 平成 8 年 6 月 13 日
平成 13 年 6 月 12 日
平成 13 年 12 月 13 日
平成 17 年 6 月 14 日
平成 19 年 6 月 14 日
平成 20 年 6 月 13 日
平成 22 年 6 月 11 日
平成 24 年 6 月 8 日
平成 27 年 6 月 11 日
平成 28 年 6 月 14 日
平成 30 年 6 月 14 日
令和 3 年 6 月 8 日
令和 5 年 6 月 15 日

東京地方税理士会
大 和 支 部

東京地方税理士会大和支部規約

目次	第1章	総則（第1条～第5条）
	第2章	支部会員（第6条～第8条）
	第3章	役員及び幹事会（第9条～第20条）
	第4章	総会（第21条～第28条）
	第5章	支部の運営（第29条～第32条）
	第6章	支部会員の監督（第33条～第35条）
	第7章	部、委員会及び室（第36条・第37条）
	第8章	支部会費及び会計（第38条～第47条の2）
	第9章	雑則（第48条～第53条）
		附則

第1章 総 則

（名 称）

第1条 当支部は、東京地方税理士会大和支部と称する。

（目 的）

第2条 当支部は、東京地方税理士会（以下「本会」という。）の目的の達成に資するため、本会の指導、連絡及び監督を受け、当支部に所属する会員（以下「支部会員」という。）に対する指導、連絡及び監督を行い、並びに支部会員の共同の利益の増進に必要な事務を行うことを目的とする。（平19.6.14改正）

（事 業）

第3条 当支部は、前条に規定する目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 支部会員の品位保持並びに指導、連絡及び監督に関する施策を実施すること。（平19.6.14改正）
- (2) 支部会員の業務に関する研修を行うほか、支部会員及びその使用人その他の従業者（以下「使用人等」という。）の資質の向上を図る施策を実施すること。（平19.6.14改正）
- (3) 本会が定める税務支援に関する施策を実施すること。（平19.6.14改正）
- (4) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する諸施策を実施すること。
（平27.6.11追加）
- (5) 支部会員の税理士業務の改善進歩に関し、本会及び税務官公署と連絡協議すること。
（平27.6.11改正）
- (6) 支部会員及びその使用人等の福利厚生を図るための施策を実施すること。
（平19.6.14改正、平27.6.11改正）
- (7) 前各号に掲げるもののほか、当支部の目的を達成するため必要な施策を実施すること。
（平27.6.11改正）

2 当支部は、前項に規定する事業のほか、税務行政その他租税又は税理士に関する制度について調査研究を行い、必要に応じ、本会に建議し、又はその諮問に答申する。（平13.6.12、平19.6.14改正）

（支部の区域）

第4条 当支部の区域は、大和税務署の管轄区域（以下「支部の区域」という。）とする。

（平19.6.14改正）

(事務所の所在地)

第5条 当支部は、事務所を大和税務署管内に置く。

第2章 支部会員

(支部会員)

第6条 支部会員は、次項各号に掲げる税理士及び第3項各号に掲げる税理士法人とする。

(平13.12.13改正)

2 税理士である会員(以下「支部税理士会員」という。)は次の者をいう。(平13.12.13追加)

(1) 支部の区域に税理士事務所を有する税理士(平19.6.14改正)

(2) 次項各号に規定する税理士法人のその事務所において執務する社員である税理士

(平27.6.11改正)

(3) 第1号に規定する税理士又は次項各号に規定する税理士法人のその事務所において補助者として勤務し、業務に従事する税理士(平27.6.11改正)

3 税理士法人である会員(以下「支部税理士法人会員」という。)は次の者をいう。(平13.12.13追加)

(1) 支部の区域に主たる事務所を有する税理士法人(平19.6.14改正)

(2) 支部の区域に従たる事務所を有する税理士法人(平19.6.14改正)

(支部会員の義務)

第7条 支部会員は、この規約を遵守するとともに、当支部の求めに応じ報告をし、又はその勧告若しくは指示に従わなければならない。(平19.6.14改正)

(支部会員に対する通知等)

第8条 支部会員に対する通知、催告又は書類の送達(以下「通知等」という。)は、次の各号の事務所に対して行う。(平13.12.13改正、令3.6.8改正)

(1) 支部税理士会員に対しては、税理士会員名簿に登載されたその会員の税理士事務所又は税理士法人の事務所(平13.12.13追加、平19.6.14改正)

(2) 支部税理士法人会員に対しては、税理士法人会員名簿に登載されたその会員の事務所

(平13.12.13追加、平19.6.14改正)

2 前項の通知等は、支部会員の承諾を得て、電磁的方法(電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいう。以下同じ。)により行うことができる。(令3.6.8追加)

3 前2項の通知等は、通常到達すべきであった時に到達したものとみなす。

(平19.6.14、令3.6.8改正)

4 署名又は記名押印をすることが規定されている通知等を電磁的方法により行う場合には、署名又は記名押印に代わる措置をとらなければならない。(令3.6.8追加)

第3章 役員及び幹事会 (平19.6.14改正)

(役員)(平19.6.14改正)

第9条 当支部に、次の役員を置く。(平19.6.14改正)

(1) 支部長 1人

(2) 副支部長 5人以内

(3) 幹事 25人以内

(4) 監事 2人以内

(役員を選任)

第10条 役員は、支部税理士会員のうちから選任する。(平13.12.13、平17.6.14改正)

2 支部税理士法人会員は、役員を選任に関し選挙権及び被選挙権を有しない。(平13.12.13追加)

3 役員を選任に関し必要な事項は、別に定める。(平17.6.14追加)

- 4 役員の選任に関する事項は、定期総会に報告する。(平17.6.14追加, 平19.6.14改正)
- 5 役員が欠員となったときは、補欠選任をする。ただし、幹事会の議により、次の改選期まで補欠選任をしないことができる。(平17.6.14追加)

(支部長及び副支部長)

第11条 支部長は、支部を代表し、その会務を総理する。

- 2 副支部長は、支部長を補佐し、支部長に事故があるとき、又は支部長が欠員のときは、支部長に代わってその職務を行う。

(幹事及び部長等) (平19.6.14改正)

第12条 幹事は、幹事会の構成員として、支部の会務執行に参画する。

- 2 支部長は、特に定めた会務の一部を執行させるため、幹事のうちから部長、委員長及び室長(以下「部長等」という。)を指名することができる。(平19.6.14改正) ただし、必要がある場合には、幹事以外の者から部長等を指名することができる。(平19.6.14追加)

(監 事)

第13条 監事は、支部の会計及び会務の執行を監査する。

- 2 監事は、当支部の会務の執行を監査するため、幹事会に出席して意見を述べることができる。
(平19.6.14改正)
- 3 監事は、第9条第1号から第3号までに掲げる役員又は本会の役員を兼ねることができない。ただし、本会の監事については、この限りでない。(平13.6.12改正)

(役員任期)

第14条 支部長、副支部長及び幹事の任期は、その選任後初めて到来する事業年度開始の日から2年とし、監事の任期は、その選任後初めて招集される定期総会終了の時から、就任後第2回目の定期総会終了の時までとする。

ただし、補欠又は増員により選任された役員の任期は、他の同種役員の残任期間と同一とする。
(平19.6.14改正)

(役員退任)

第15条 役員は、当支部の会員でなくなったとき若しくは第16条に該当することとなったとき、又は総会において解任の決議があったときは、退任する。(平19.6.14, 令5.6.15改正)

- 2 前項に規定する場合を除き、役員が退任しようとするときは、幹事会の承認を得なければならない。

(役員欠格条項)

第16条 本会の会費若しくは支部会費又は本会若しくは支部の特別会費を1年以上滞納している者及び本会会則第25条に定める本会役員の欠格条項に該当する者は、役員となることができない。

(役員守秘義務)

第17条 役員は、正当な理由がなくて、職務上知り得た支部会員に関する秘密を他にもらし、又は窃用してはならない。役員でなくなった後においても、また同様とする。

(幹事会)

第18条 幹事会は、支部長、副支部長及び幹事をもって構成し、当支部の会務執行に関する事項を決定する。

- 2 幹事会は、支部長が招集し、その構成員の2分の1以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 幹事会の議長は、支部長が当たる。
- 4 幹事会の議事は、出席者の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。
- 5 幹事会の議案について特別の利害関係のある者は、その議決に加わることができない。

- 6 幹事会の議決事項については、その要領及び結果を記録した議事録を作成し、議長及び出席構成員2人以上が署名押印して、保存しなければならない。
- 7 前項の議事録は、電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下同じ。）をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。（令3.6.8追加，令5.6.15改正）

（顧問及び相談役）

第19条 支部長は、支部の運営につき必要な事項を諮問するため、幹事会の議を経て、支部税理士会員のうちから顧問及び相談役を委嘱することができる。（平13.12.13改正）

（議事参加）

第20条 支部税理士会員のうち、次の者は、幹事会に出席することができる。ただし、審議権及び表決権は有しない。（平13.12.13改正）

- (1) 本会の役員
- (2) 顧問及び相談役（平13.6.12改正）
- (3) 前各号に掲げる者のほか、支部長が必要と認め、幹事会の議を経た者（平19.6.14追加）

第4章 総 会 （平19.6.14改正）

（総会の招集）（平19.6.14改正）

第21条 支部長は、毎事業年度終了後3月以内に定期総会を招集する。（平19.6.14改正）

2 支部長は、必要と認めたときは、幹事会の議を経て、臨時総会を招集することができる。

（平19.6.14改正）

3 総会を招集するときは、会日の1週間前までに、その日時、場所及び議案を記載した書面（電磁的記録によるものを含む。第23条第1項において同じ。）により、支部税理士会員に通知しなければならない。（平13.12.13，平19.6.14，令5.6.15改正）

4 前項の規定により通知をしなければならない支部税理士会員は、総会招集通知書の発送日現在における支部税理士会員とする。（平13.12.13改正）

5 支部税理士法人会員は、総会の議決権を有しない。（平13.12.13追加）

（議決の要件）

第22条 総会の議事は、支部会員（前条第4項に規定する支部税理士会員をいう。以下この章において同じ。）の2分の1以上が出席し、その出席者の過半数で決するものとし、可否同数のときは、議長の決するところによる。（平13.12.13改正）

2 総会の議長は、その総会において選任する。

3 総会において、次の事項について議決する場合には、第1項の規定にかかわらず、支部会員の2分の1以上が出席し、その出席者の3分の2以上の多数によらなければならない。

- (1) 支部規約の変更
- (2) 第41条第2項に掲げる事項
- (3) 解散した場合における残余財産の帰属

（委任による議決権の行使）

第23条 支部会員で、総会に出席することができない者は、あらかじめ、議案について賛否の意見を明らかにした書面をもって、出席する支部会員に委任して、その議決権を行使することができる。

2 前項の規定により、議決権を行使する支部会員は、総会に出席したものとみなす。

（総会で決定すべき事項）

第24条 総会は、次の事項を決定する。

- (1) この支部規約において、総会の議決又は承認を要することとされている事項
- (2) 第22条第3項第1号及び第3号に掲げる事項
- (3) 支部の重要な財産の取得及び処分に関する事項
- (4) 前各号に掲げるもののほか、会務に関する重要事項で、総会に付議された事項

(議事の制限)

第25条 総会においては、第21条第3項の規定により支部会員にあらかじめ通知してある議案以外の事項を決定することができない。

(議決権)

第26条 総会における支部会員の議決権は、支部会員1人につき各1個とする。(平17.6.14改正)

(利害関係者の排除)

第27条 総会の議案について特別の利害関係がある者は、その議決に加わることができない。

(議事録)

第28条 総会の議事については、議事録を作成しておかなければならない。

- 2 総会の議事録には、議事の要領及びその結果を記載し、議長及び出席した支部会員2人以上が署名押印して、保存しなければならない。
- 3 前項の議事録は、電磁的記録をもって作成することができる。この場合において、当該電磁的記録に記録された事項については、署名押印に代わる措置をとらなければならない。(令3.6.8追加)

第5章 支部の運営

(業務の執行) (平19.6.14改正)

第29条 支部長、副支部長及び部長等は、支部の業務を執行するについては、税理士に関する法令、日本税理士会連合会の会則、本会の会則及び規則並びに支部の規約及び規則並びに総会及び幹事会の決定に反することができない。(平19.6.14改正)

(細則の制定) (平19.6.14改正)

第30条 支部は、この規約の規定に基づき必要な措置を行うため、幹事会の議を経て、細則を定めることができる。(平19.6.14改正)

(本会の意見聴取)

第31条 支部は、この規約の変更を総会に付議しようとするときは、あらかじめ、本会の意見を聴取しなければならない。(平19.6.14改正)

(本会への報告等)

第32条 支部は、次の各号のいずれかに該当するときは、遅滞なく当該各号に掲げる事項を本会に報告しなければならない。(平19.6.14改正)

- (1) 総会を招集するときは、その日時、場所及び議案 (平19.6.14改正)
 - (2) 総会が終了したときは、その決議の内容 (平19.6.14改正)
 - (3) 事務所を移転したときは、移転後の事務所所在地 (平19.6.14改正)
 - (4) 役員又はその氏名に変更があったときは、変更後の役員の氏名 (平19.6.14改正)
 - (5) その他支部の業務又は支部会員の業務に関して本会が必要と認める事項 (平19.6.14改正)
- 2 支部は、次の事項に関する支部の業務について、本会から質問を受けたときは、遅滞なく本会に回答するものとする。(平13.6.12, 平19.6.14改正)
- (1) 本会が定める税務支援に関する事項 (平19.6.14改正)
 - (2) 支部会員の業務についての指導及び援助に関する事項
 - (3) 支部会員及びその使用人等の福利厚生及び表彰に関する事項

第6章 支部会員の監督

(支部会員に対する一般的監督)

第33条 当支部は、税理士業務の適正な運営を図るため、本会又は当支部が必要とするときは、本会の指導、連絡若しくは監督に基づいて、支部会員から報告を徴し、又は支部会員に必要な勧告若しくは指示を行うことができる。

(支部会員に対する個別監督)

第34条 当支部は、本会又は当支部の運営上必要があるときは、本会の指示若しくは本会との協議に基づき、支部会員の行う税理士業務を調査し、又は質問することができる。

2 当支部は、支部会員について、著しく品位を失墜する事実があると認めるときは、その事実を本会へ報告しなければならない。(平19.6.14追加)

(支部会員の権利の停止処分)

第35条 当支部は、本会が本会会則第49条第1項の規定により会員の処分をしたときは、本会との協議に基づき、幹事会の議を経て期限を定め、当該支部会員の支部会員として有する権利の全部又は一部を停止することができる。

2 前項に規定する支部会員として有する権利は、支部から文書の送付（電磁的方法による提供を含む。）を受ける権利、支部の施設を利用する権利をいう。また、支部税理士会員においては、さらに支部の会議に出席する権利並びに役員を選挙する権利及び役員となる権利とする。

(平13.12.13, 平19.6.14, 令3.6.8改正)

3 支部は、第1項の規定により処分しようとするときは、あらかじめその会員にその旨を通知して、相当の期間内に自ら又はその代理人を通じて弁明する機会を与えなければならない。

第7章 部、委員会及び室

(部、委員会及び室)

第36条 支部長は、会務の執行を円滑にするため、幹事会の議を経て、次の事項について、必要と認める部、委員会及び室を設けることができる。

- (1) 諸会議に関する事項
- (2) 予算及び決算に関する事項
- (3) 支部会員及びその使用人等の福利厚生及び表彰に関する事項
- (4) 広報宣伝に関する事項
- (5) 支部会員の業務についての指導及び援助に関する事項
- (6) 支部会員の品位保持及び非税理士の非違行為の排除に関する事項
- (7) 税理士制度及び税理士業務の改善進歩に関する事項
- (8) 租税法規、租税制度及び税務行政についての調査研究及び改善進歩に関する事項
- (9) 小規模納税者に対する税務支援に関する事項 (平19.6.14改正)
- (10) 租税に関する教育その他知識の普及及び啓発のための活動に関する事項 (平27.6.11追加)
- (11) その他支部長が必要と認めた事項

(委員)

第37条 部、委員会及び室の委員は、支部税理士会員のうちから、幹事会の議を経て、支部長が委嘱する。(平13.12.13改正)

2 委員の任期は、役員（監事を除く。）の任期に準ずる。(平19.6.14改正)

第8章 支部会費及び会計

(事業年度)

第38条 当支部の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(支部会費)

第39条 支部会員は、1事業年度につき、次の各号に定める会費（以下「支部会費」という。）を負担する。(平13.12.13改正)

- (1) 支部税理士会員 72,000円 (平13.12.13追加)
- (2) 支部税理士法人会員 72,000円 (平13.12.13追加)

2 前項の支部会費は、各事業年度の4月30日までに納付しなければならない。ただし、各事業年度の各月の末日を期限として12月に均等分割して納付することができる。

(事業年度の中途における特例)

第40条 事業年度の中途において当支部に所属し又は他の支部に転出した者（退会を含む。）は、所属し又は転出した日の属する事業年度分の支部会費については、前条第1項の規定にかかわらず、同項の支部会費の金額にその者が支部会員とされる月数（所属した月に端日数があるときは1月に切り上げ、転出した月に端日数があるときは切り捨てる。）を乗じて12で除した金額を負担する。

(特別会費)

第41条 支部会員は、特別の支出に充てるため特別会費を負担する。

- 2 前項の特別会費の目的、金額及び納期については、総会においてこれを定める。(平19.6.14改正)
- 3 特別会費は、特別会計をもって処理するものとする。

(支部会費の全部又は一部の免除)

第42条 支部会員が、次の各号のいずれかに該当し、かつ、本会の会費負担の全部又は一部の免除を受けているときは、その負担すべき支部会費及び特別会費についても、同様に免除するものとする。(平13.12.13, 平19.6.14, 平20.6.13, 平27.6.11, 平28.6.14改正)

- (1) 長期にわたる病氣療養のため税理士業務を行うことができないとき。
- (2) 震災、風水害、火災その他これらに類する災害のため税理士業務を行うことが著しく困難であると認められるとき。
- (3) 税理士法第43条後段の規定により、税理士業務を停止しているとき。

(支部会費の全部又は一部の放棄) (平13.12.13追加)

第42条の2 所在不明により本会の登録の取消を受けた支部税理士会員の滞納している支部会費及び特別会費については、幹事会の承認を経て、その全部又は一部を放棄することができる。(平19.6.14改正)

(経費)

第43条 当支部の経費は、支部会費、特別会費、本会からの交付金、寄附金及びその他の収入をもって支弁する。

(財産の管理)

第44条 当支部の財産は、支部長が管理する。

(決算)

第45条 《削除》(平22.6.11改正)

(決算及び予算)

第46条 支部長は、定期総会に前事業年度の決算及び事業報告を提出してその承認を求め、かつ、その会日の属する事業年度の予算及び事業計画を提出して、その議決を求めなければならない。

(平22. 6. 11改正)

- 2 前項の決算及び事業報告は、当該事業年度末に在任した支部長、副支部長及び部長等の責めにおいて作成しなければならない。(平22. 6. 11追加)
- 3 予算が成立しない期間においては、支部長は、通常の会務を執行するに必要な経費の金額に限り支出することができる。(平22. 6. 11改正)
- 4 支部は、第1項の規定により承認を得た決算及び事業報告書類を、遅滞なく本会に報告する。
(平22. 6. 11追加)

(監査報告)

第47条 監事は、各事業年度における支部の会計及び会務の執行を監査した結果について、翌事業年度の定期総会において報告しなければならない。(平19. 6. 14改正)

(細則への委任) (平27. 6. 11追加)

第47条の2 支部会費及び会計に関し必要な事項は、この規約で定めるもののほか、細則で定める。
(平27. 6. 11追加)

第9章 雑 則

第48条 《削除》(平13. 6. 12改正)

(支部の準会員)

第49条 当支部の区域内に税理士事務所を有しない他支部の税理士会員で本会会員である者のうち、当支部の区域に住所を有する者その他特別の事情のある者は、幹事会の承認を得て、当支部の準会員となることができる。(平13. 12. 13, 平19. 6. 14改正)

2 第8条、第21条第4項及び第41条の規定は、準会員について準用する。

3 準会員は、総会の議決に加わることができない。(平19. 6. 14改正)

(準会員の支部会費)

第50条 準会員は、1事業年度について36,000円の準会員の支部会費を負担しなければならない。
(平8. 6. 13改正)

2 前項の支部会費の納付については、第39条第2項及び第40条の規定を準用する。

(規則の制定)

第51条 第10条に規定する事項は、総会の議決に基づく規則をもって定める。

(平19. 6. 14, 平24. 6. 8, 平27. 6. 11改正)

(支部長被選者の就任前業務)

第52条 次期支部長に選任された者は、その就任に先立ち、その就任の日から始まる事業年度の事業計画及び予算並びに役員人事その他の企画立案に関する事務を行うことができる。

2 次期支部長に選任された者は、前項の事務を行うに当たっては、次期副支部長その他次期役員に選任された者(監事を除く。)の協力を求めること(必要があるとき、これらの者を構成員とする会議を招集して、前項の事務について協議することを含む。)ができる。

3 前2項の事務は、当支部の業務とみなす。

(個人情報及び特定個人情報等の取扱い) (平28. 6. 14追加, 平30. 6. 14改正)

第53条 当支部は、個人情報の保護に関する法律等に基づき、個人情報を適正に取扱うものとする。
(平28. 6. 14追加, 平30. 6. 14改正)

2 当支部は、個人番号及び特定個人情報(以下「特定個人情報等」という。)について、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等に基づき、適正に取扱うものとする。(平28. 6. 14追加 平成30. 6. 14改正)

3 個人情報及び特定個人情報等の取扱いに関し必要な事項は、細則で定める。

(平28. 6. 14追加, 平30. 6. 14改正)

附 則 (平4. 7. 21)

1. この支部規約は、平成4年7月21日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、第39条（支部会費）及び第50条（準会員の支部会費）の規定は、平成5年4月1日から適用する。
2. 施行日において第4条に規定する区域内に税理士事務所を有することとなる本会会員は、施行日において当支部の支部会員となる。
3. 施行日以後最初に選任される支部役員の選任のための手続きその他この支部規約を施行するため必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
4. 前項の規定による支部役員の任期は、第14条の規定にかかわらず、監事以外の支部役員については、平成5年3月31日までとし、監事については、平成5年4月1日以後初めて招集される支部定期総会終了のときまでとする。
5. 当支部の最初の事業年度は、施行日から平成5年3月31日までとする。
6. 前項の事業年度において支部会員及び準会員が負担すべき支部会費は、第39条及び第50条の規定に関わらず、54,000円及び54,000円とする。
7. 前項の支部会費の納入については、第39条第2項及び第40条（第50条第2項の規定により準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定を準用する。この場合において、第39条第2項中「各事業年度」とあるのは「最初の事業年度」と、「4月30日」とあるのは「7月31日」と、「12月」とあるのは「9月」と、第40条中「12」とあるのは「9」と読み替えるものとする。
8. 当支部設立以後初めて就任することとなる支部役員の選任並びに最初の事業年度の事業計画及び予算案は、支部創立総会において、その議決を求めなければならない。

附 則 (平8. 6. 13)

1. この改正規定は、平成8年6月13日（以下「施行日」という。）から施行する。
2. 第50条第1項の規定は、施行日を含む事業年度の支部会費から適用する。ただし、既に納付された施行日を含む事業年度分の支部会費については、3,000円にその納付された月数を乗じた金額を、速やかに返金するものとする。

附 則 (平13. 6. 12)

この改正規定は、平成13年6月12日から施行する。

附 則 (平13. 12. 13)

この改正規定は、平成14年4月1日から施行する。

附 則 (平17. 6. 14)

この改正規定は、平成17年6月14日から施行する。

附 則 (平19. 6. 14)

この改正規定は、平成19年6月14日から施行する。

附 則 (平20. 6. 13)

この改正規定は、平成20年6月13日から施行する。ただし、本会「支部規約の基準に関する規則」第42条第1項の規定が適用される日から効力を生じるものとする。

附 則 (平22. 6. 11)

この改正規定は、平成22年6月11日から施行する。

附 則 (平24. 6. 8)

この改正規定は、平成24年6月8日から施行し、本会「支部規約の基準に関する規則」第42条第2項の規定が適用される日から効力を生ずるものとする。

附 則 (平27. 6. 11)

この改正規定は、平成27年6月11日から施行する。ただし、第42条及び第51条の改正規定は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平28. 6. 14)

この改正規定は、平成28年6月14日から施行し、本会「支部規約の基準に関する規則」第53条の規定が適用される日から効力を生ずるものとする。

附 則 (平30. 6. 14)

この改正規定は、平成30年6月14日から施行し、本会「支部規約の基準に関する規則」第53条の改正規定が適用される日から効力を生ずるものとする。

附 則 (令3. 6. 8)

この改正規定は、令和3年6月8日から施行し、本会「支部規約の基準に関する規則」第8条, 第18条, 第28条, 及び第35条の改正規定が適用される日から効力を生ずるものとする。

附 則 (令5. 6. 15)

この改正規定は、令和5年6月15日から施行する。ただし、第18条及び第21条の改正規定は、本会「支部規約の基準に関する規則」第18条及び第21条の改正規定が適用される日から効力を生ずるものとする。